

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の事業の廃止について、次のとおり届出があった。

事業所番号	サービス種類	事業所名	事業所〒	事業所住所	事業所電話	事業所FAX	状態	変更 年月日	申請(開設)者名	申請(開設)者住所	代表者名	代表者職種
3770201527	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	セントケアショートステイ丸亀	7630051	香川県丸亀市 今津町342番地1	0877-22 -1070	0877-22 -1080	廃止	R1.8.31	セントケア四国 株式会社	香川県高松市中新町11番地1 アクア高松中新町ビル702号	川島 裕介	代表取締役 社長